

安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

安芸高田市事務分掌条例(平成16年条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下本則において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条から第2条の2まで (略) (課の設置) 第3条 部及び監に次の課を置く。 危機管理監	第1条から第2条の2まで (略) (課の設置) 第3条 部及び監に次の課を置く。 危機管理監

危機管理課
総務部
総務課
秘書広報課
財産管理課
企画部
財政課
政策企画課
市民部
市民課
税務課
社会環境課
福祉保健部
社会福祉課
児童保育課
健康・こども未来課
保険医療課
産業部
地域営農課
農林水産課
商工観光課
建設部
管理課
建設課
下水道課
第4条及び第5条 (略)

危機管理課
総務部
総務課
秘書広報課
財産管理課
企画部
財政課
政策企画課
市民部
市民課
税務課
社会環境課
福祉保健部
社会福祉課
子育て支援課
健康長寿課
保険医療課
産業部
地域営農課
農林水産課
商工観光課
建設部
管理課
建設課
下水道課
第4条及び第5条 (略)

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(安芸高田市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部改正)
- 2 安芸高田市予防接種健康被害調査委員会設置条例(平成19年条例第14号)の一部を次のように改正する。
次の表中下線又は太線の表示部分(以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。
 - (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
 - (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
 - (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条及び第2条 (略) (組織) 第3条 (略) 2 (略) 3 委員の任期は、委嘱された日から第7条_____の規定により市長に審議結果を報告した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 第4条から第7条まで (略) (庶務) 第8条 委員会の庶務は、福祉保健部 <u>健康・こども未来課</u> において処理する。 第9条 (略)	第1条及び第2条 (略) (組織) 第3条 (略) 2 (略) 3 委員の任期は、委嘱された日から第7条第1項の規定により市長に審議結果を報告した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 第4条から第7条まで (略) (庶務) 第8条 委員会の庶務は、福祉保健部 <u>健康長寿課</u> _____において処理する。 第9条 (略)

(安芸高田市子ども・子育て会議条例の一部改正)

3 安芸高田市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条から第6条まで (略) (庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部 <u>児童保育課</u> において処理する。 第8条 (略)	第1条から第6条まで (略) (庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部 <u>子育て支援課</u> において処理する。 第8条 (略)

(健康あきたかた21計画策定委員会設置条例の一部改正)

4 健康あきたかた21計画策定委員会設置条例(令和5年条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条から第6条まで（略）</p> <p>（庶務）</p> <p>第7条 策定委員会の庶務は、福祉保健部健康・こども未来課において処理する。</p> <p>第8条（略）</p>	<p>第1条から第6条まで（略）</p> <p>（庶務）</p> <p>第7条 策定委員会の庶務は、福祉保健部健康長寿課_____において処理する。</p> <p>第8条（略）</p>